

三好市集落支援包括事業に関する協定書

_____ (以下、「甲」という。)と三好市長 (以下、「乙」という。)は、甲による三好市集落支援包括事業 (地域の中で食料品及び日用生活品等を提供するために行う事業)を実施するために、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲、乙は、この協定を誠実に履行しなければならない。

第2条 甲は事前に事業実施計画を作成し、乙の承認を受けなければならない。

第3条 甲は事前に事業実施計画に基づき、地域の中で食料品及び日用生活品等を提供するために行う事業を実施しなければならない。

2 甲は、前項の事業実施計画に変更があったときは、乙に対し速やかに報告しなければならない。

第4条 乙は、甲が本事業を実施するにあたり、三好市集落支援包括事業補助金交付要綱および交付要領に従い、甲に対し補助を行わなければならない。

第5条 甲は乙から補助を受けるに当たり、地域見守り活動を実施しなければならない。

2 前項の地域見守り活動とは、移動販売及び配達事業を行う際に、高齢者・障害者等の安否、公道等の状況、その他地域の状況を確認し、異常が認められた場合は速やかに乙に連絡することをいう。

第6条 甲は、計画の内容を変更する場合には、事前に乙と協議するものとする。

第7条 甲は、事業内容等を事業日報に記録するとともに、乙に対し、1年ごとに事業実績を報告するものとする。

第8条 乙は、この協定に規定する事項を確認するために、必要に応じ調査を行うことができるものとする。

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了までに甲または乙から解約の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

第10条 乙は、甲がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、協議の上、乙は甲に対し違反の程度に応じて補助金返還などの必要な措置をとることができるものとし、甲はこれに従うものとする。

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2

三好市長